

小規模企業の **会 社 役 員** のみなさまへ

還暦から始める小規模共済!!

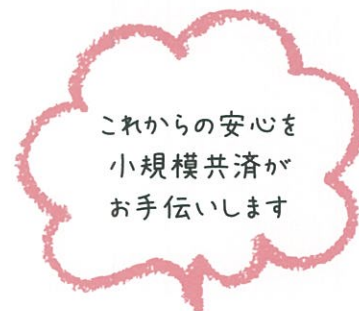
経営者の退職金制度

法改正により平成28年4月1日から、
会社役員の方は、**任意退任(65歳以上)**でも
有利な共済金を受け取れるようになりました!



▶ 国が定めた制度で「安心・確実」

- 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
- 国が全額出資する(独)中小機構が運営



▶ 掛金は、「月額70,000円まで」 (500円刻みで月額1,000円～)

- いつでも、「増額」や「減額」ができます

▶ とにかく「大きな節税」

- 掛金は、全額「**所得控除**」
※掛金全額所得控除による節税例 節税額109,500円!
課税所得400万円 税額785,300円
掛金月額3万円(年間36万円) 加入後税額675,800円
- 受取る時(共済金)は、「**退職所得扱い**」(一括受取)
又は「**公的年金等の雑所得扱い**」(分割受取)



▶ どんな時にいくらもらえるの?

➡ 詳しくは裏面へ

加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。

加入お申込み先

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店

65歳以上の任意退任が 準共済事由からB共済事由になり、 共済金が増額されます！



● 共済事由

	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
会社等 役員	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等の解散 <p>(注)組織変更により会社を解散した場合は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等役員の65歳以上による退任 ● 会社等役員の疾病・負傷による退任 ● 会社等役員の死亡 ● 老齢給付 <p>(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等役員の65歳以上による退任 ● 会社等役員の退任 <p>(疾病・負傷・死亡・解散を除く)</p> <p>※疾病又は負傷によらない65歳未満での退任は、引き続き「準共済事由」となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意解約 ● 中小機構による共済契約の解除 <p>(12か月以上の掛金滞納等)</p>

● 基本共済金の額 掛金月額3万円の場合

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	1,800,000円	1,864,200円	1,843,800円	1,800,000円	掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。 掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	3,600,000円	3,871,800円	3,782,400円	3,600,000円	
15年	5,400,000円	6,033,000円	5,821,200円	5,400,000円	
20年	7,200,000円	8,359,200円	7,976,400円	7,258,500円	

※共済金A・共済金B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって掛金月額、契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

制度の詳細内容は、制度のしおり、ホームページ等をご覧ください。

小規模企業共済

検索